

令和5年第2回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和5年2月21日
		13時30分～15時30分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和5年第2回海老名市農業委員会定例総会

令和5年2月21日「令和5年第2回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮基 功 3番 澤地 正典 4番 井上 勝
5番 鈴木 守 6番 岩壁 正和 7番 三廻部 茂 8番 波多野 寛
9番 市川 和美 10番 小松 佐一 11番 鈴木 徹 12番 橋本 保
13番 青木 莊一 14番 牛村 律子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋 16番 大貫 信夫 17番 重田 政一 18番 西海 正義
19番 西山 勝敏 20番 鴨志田ひろし

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主任主事 槇田 晃

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4 議案第9号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第5 議案第10号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
日程第6 議案第11号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第7 議案第12号 特定農地貸付け承認申請に関する承認について
日程第8 議案第13号 令和5年度農地等紛争あっせん委員会及び特別小委員会につ
いて

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 農地の使用貸借権の解約について

- (3) 農業用施設用地に係る転用届出について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (5) 農地の賃借料情報について（報告）
- (6) 農地転用届出による専決処分について
- (7) 農地の一時使用について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、7番委員、8番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況についてを事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議長】 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきたいと思っております。

本日は、傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させていただきます。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

議案書 6 ページ、5. 付議事項の日程第 1、議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号 6 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 農地法第 3 条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持、拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号 6、申請地は、大谷字■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米、議案書のとおりでございます。譲受人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、譲渡人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図及び写真については、別紙の資料 1-1、公図は資料 1-2 をご覧ください。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。7 番委員。

【7 番委員】 ■■■さんがお見えになりまして、娘さんに贈与したいというお話を伺っております。現況は、当該地現況は田で、稲作を耕作されており、管理上全く問題ありません。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 ■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■さん、妻の■■さん、次女の■■さんの 3 人が農業従事者だそうです。経営主については、令和 4 年の農家台帳では■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は 60 年、農業従事日数は 150 日、妻の■■さんの農業経験年数は 40 年、農業従事日数は 0 日、次女の■■さんの農業経験年数は 3 年、農業従事日数は 60 日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積については、自作地は、田が■■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■

■■■平米の合計■■■■■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、トラクター1台、トラック1台を所有しております。また、取決めに従い、支障がないよう耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

【議長】 現地調査班の意見ですが、4番委員が環境審議会出席のため、現地調査に同行ができなかったため、副班長からお伺いをいたします。12番委員。

【12番委員】 受付番号6番の件でございます。昨日、農業委員4名と事務局2名、計6名で現地調査をいたしました。当該用地につきましては、稲刈り後もきれいに耕耘されておりました。また、世帯贈与後もこれからもきれいに水田管理がされると思っております。特に支障となる点はございません。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。
(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。
(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号6について、採決をさせていただきます。
許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可といたします。
続きまして、受付番号7について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号7、申請地は、本郷字■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、現況地目、畑、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、本郷■■■■■■■、■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■■■■、■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、別紙の資料2-1、公図は、資料2-2をご覧ください。

【議長】 地区委員の意見と現地調査班の意見を一括でお願いいたします。12番委員。

【12番委員】 地元委員と現地調査班と両方兼ねて説明いたします。

受付番号7番の件でございます。■■■■■■■■及び■■■■■■■■が水田でございます。これもきれいに耕作された後、耕作後もトラクターでよく耕耘されておりました。■■■■■■■■から■■■■■■■■までの■筆、これについては畑でございます。現状はきれいに耕作された後、またトラクターで耕耘されておりました。この太線の枠外、■■、■■と書いてある、これが申請者、■■さんでございますが、■■さんというお父さん、お母さんが既に亡くなっており、■■さん夫婦が後を継いだということでございまして、■■さんにおかれましては、農業経験は全くありません。ご主人もありません。そういうことで、この母屋、東側にある駐車場及び兼物置、また作業小屋、納屋等も一括■■さんが購入するという計画であります。したがって、全部■■さんの予定となっております。規模拡大ということで、現状のまま使用されると思っておりますので、周辺農地等、そういったことにも悪影響とか、そういうふうな問題は全くありません。特に気にする問題等はありません。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 ■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■さん、妻の■■さん、弟の■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主については、令和4年の農家台帳では■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は200日、妻の■■さんの農業経験年数は40年、農業従事日数は150日、弟の■さんの農業経験年数は30年、農業従事日数は150日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積については、自作地は、田が■■■■■■平米、畑が■■■■■■平米、合計、■■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、トラクター1台、耕運機3台、田植機1台を所有しております。

なお、資料2-1の地図に記載してありますとおり、■■■■■■の筆の一部に物置のような建物がありますが、こちらにつきましては、先ほど12番委員がおっしゃったとおり、相互間のほうで問題なしということで、■■氏本人からもご確認を取っております。また、取決めに従い、支障が出ないよ

う耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号7について、質疑のある方。

【19番委員】 ■■さんの宅地がちょっと変形していますよね。本来、貸すのならば、所有権移転するならば、敷地を真四角にしてしまっ、ある程度形をよくしたほうがいいのではないかなというふうに私は思うんですけども、これはどうなんでしょう。話合いはなかったのでしょうか。

【主任主事】 特にそのような話は伺ってはないんですけども、先ほど言ったとおり、物置だとか、そういった部分については、■■さんのほうで全部買い取りをするということ。

【19番委員】 買い取りをするということは、土地を買い取るということですね。

【主任主事】 土地を全て。

【19番委員】 ■■さんの土地はまだ減ってしまうということですね。ここを■■さんが土地を買うということですね。

【主任主事】 そうですね。

【19番委員】 農地ではないので、農地かどうかは分かりません。宅地なんですけれども、そういう考えでよろしいんですか。将来的には。

【主任主事】 将来的には恐らくそういう方向になるかと思ひます。そこまで確認はできていないんですけども。

【19番委員】 畑が変形になっているので、どうせ譲渡するならば、きれいにしたほうがいいかなと私は思ったので。

【事務局長】 整理すると、まず質問でご心配されているのは、畑の格好が変だから、形が正方形とか、台形とか、そういう形のほうがいいのではないかということなんです、12番委員からの話にもありましたように、■■■■さんのあたりにあるところから今の■■、■■邸に移ってこられるということなので、使いづらさは当然あると思ひますけれども、自分ちの地続きということなので、ご了解の上、当事者同士の、これは今回出ているのは農地だけですけども、そのほかの、きのう伺ったときも、もう住まわれているのかなと思

うんですけれども、ご自宅のほうの敷地も含めて当事者の間では、そこはこの格好でというふうな形になっているものと、推定ですけれども、考えております。

【議長】 そのほか、質疑のある方。

【2番委員】 先ほど説明の中で、現在、譲渡人の■■さんが、実際には耕作されていないようなお話だったのですけれども、現地の状況は写真にあるとおり、すっかりと耕作がされていて、きれいになっているわけです。実際にどなたが耕作をされたんでしょうか。その状況は把握されていますか。

【12番委員】 これはすぐ近所に■■さんという水稲作を請け負ってられる方が耕作をずっとされているようでございます。

【2番委員】 分かりました。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号7について、採決をさせていただきます。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

続きまして、議案書7ページ、受付番号8と9ですが、お諮りをいたします。

受付番号8と9は、譲受人が同じですので、説明、質疑、意見まで一括して行い、採決は個別に行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 それでは、受付番号8、9を一括して提案いたします。

受付番号8、申請地は、中野■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米、譲受人は、中野■■■■■■■■■■、■■■■、譲渡

この案件に関して、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見を一括してお伺いいたします。12番委員。

【12番委員】 受付番号8番、9番につきまして説明いたします。

申請者の■■■■さん、■■■さんの水田は、稲刈り後の状態、資料3-1、4-1の写真のとおりでございまして、きれいにされております。世帯内贈与でございしますが、移転後も、これから先も水田をきれいに耕作していくと思われます。

【議長】 それでは、受付番号8と9について、質疑のある方、一括でお願いいたします。

【19番委員】 受付番号8の譲渡人の■■■■さん、持分3分の2とあります。ということは、3分の1は現在■■■■さんと考えていいのでしょうか。

【主任主事】 3分の1については、■■■さんのお母様の■■■■さんがまだ実は持っています、■■■さんのほうには、まだ■■■さんが持っているので、別で申請をしていただきたい旨、お伝えしてあります。

【事務局長】 一部、今の説明、訂正させてください。3分の1は■■■■さんという■■■さんのお母さんが持っているんですが、亡くなられています。相続が終わっておりません。ただ、■■■さんの持分の3分の2については、ご存命のときに3分の1ずつ■■■さんから■■■さんに移っておりますので、取りあえずまず合わせて3分の2だけ次男のほうに世帯内贈与して、残りの3分の1については、後ほどまた別に出てきます、届出のできるので、遺産の行き先が全て固まったら改めてやりますということでした。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号8について、採決をさせていただきます。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可といたします。

続きまして、受付番号9について、採決をさせていただきます。

の申請地ですが、農地の立地基準は第3種農地になります。こちらは農用地区域外で、甲種農地の要件はなく、北側道路に上水管、下水管が敷設された沿道の区域であり、かつ、500メートル以内にひでき歯科と社家ゆめいろ保育園が存することから、第3種農地と判断できます。

続きまして、資料5-3、土地利用計画図をご覧ください。図は、上が北を指しております。申請地の西側の北側と南側に出入口を設置し、周囲にメッシュフェンスを設置し、ごみ等の飛散や侵入を防止し、敷地内は砂利敷き舗装とし、普通車30台確保できる車両置場として整備する計画となっております。被害防除措置については、北側、西側をコンクリートブロック擁壁に土砂、また、雨水については、敷地内西側に雨水集水ます及び雨水浸透トレンチを設置し、敷地内浸透処理をする計画となっております。また、誓約書により、許可後の転用目的同意、使用の誓約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ております。以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られることから、転用やむしと思われれます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。12番委員。

【12番委員】 受付番号1番の中野■■■の案件でございます。昨日、現地調査をしてまいりました。この土地については、近隣の方が言われたとおり、■■■■さんは高齢でございまして、なかなか畑を耕作することが続けられないということでもあります。既にこの土地については、駐車場となっております、時代の変化とともに利用者が少なくなりまして、アスファルトをはがして農地に戻しました。ずっと農地で使っていたんですけども、先ほど説明がありましたとおりに、高齢ということで、また近くの自動車販売店の駐車場にしたいということで、契約がまとまったようで、申請したようでございます。出入口につきましては、既に前に貸してありましたところの切り下げ等がございます。また、道路面に面しております西側及び北側についてはフェンスが下に、また東側及び南側については現に駐車場として利用されております。また、先ほど説明がありましたとおり、周辺には農地等がありませんので、日照権、また、夜間照明灯などによる被害もないように思われます。以上の点で問題ありません。また、説明がありましたとおり、雨水については敷

【主任主事】 本件の法人が運営する■■■■■■■では、神奈川県央地区を中心に救急医療を提供しており、昨今の海老名駅周辺の再開発等に伴う人口増加により、今後ますます地域の救急需要が増加する見込みであるため、このたびの同院の機能強化を目的に増改築工事を予定しております。なお、既存の敷地が市街化調整区域内にあり、新たな別敷地にて建物を建てるのが困難なため、増改築時には既存敷地駐車場の一部を増建築建物として使用する計画としているため、本計画区域を代替の駐車場として整備し、利用することを想定し、本件申請に至りました。

また、本計画地に駐車場を選定するに当たり、今後患者数の増加が予想される中、本棟の西側の敷地内106台の代替の確保と、さらに一般利用者としての82台の確保を考え、計188台の台数を計画し、また、1日に必要な台数が436台であり、現状も日によっては足りないこともあります。新棟設立に伴い、駐車場利用台数が3割程度増える見込みの下、全台数518台、既存330台、プラス今回の188台としましたが、足りない部分については、今後、状況を見据えて検討していくとのことです。

続いて、本件申請地の農地の立地基準については第3種農地になります。資料6-1の中段に記載がありましたとおり、こちらは農用地区域外にあり、甲種農地の要件に該当せず、申請地からおおむね300メートル以内に海老名市役所があることから、第3種農地と判断できます。

続いて、資料6-3の土地利用計画図兼雨水排水計画図をご覧ください。図は、左が北を指しております。敷地内を碎石舗装とし、北側にある既存の第2駐車場との境の土留めを撤去し、既存の駐車場と一体として利用することであり、東西南側にはコンクリート壁に高さ1メートルのメッシュフェンスを設置し、ごみ等の飛散や侵入を防止することになっており、また、東側の1筆の駐車場側には自費施工で横断暗渠管とその接続ますを設置することになっております。雨水排水については、敷地内で浸透するような施設を設置し、そのほかの雨水排水は貯留施設を設置し、雨水排水施設に放流する計画となっております。

なお、近隣農地の田んぼへの水の流れについては、■■■■■の東側の水路にて、北側から南側へ流れるようになる旨、伺っておりますので、特段問

題ないことを確認しております。また、誓約書により、許可後の転用目的どおり、使用の制約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ております。

以上、市のまちづくり条例に基づく協議も終了していることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。12番委員。

【12番委員】 受付番号2番について説明いたします。

昨日、現地を視察しました。今説明がありましたように、■■■■以降の南側の農地は現在耕作されております。もし駐車場が許可になった場合においては、水の出入り等をよく見てまいりましたが、入り口よりずっとU字溝が設置されまして、水の取水及び中央排水路への排水等は問題なく行われると思っています。また、周辺の農地についても駐車場でありまして、日照権、日照不足ということも考えられません。また、フェンス等がありまして、その他の不審者の出入り等もないと思っております。

また、■■■■の一番市役所寄りの東側に出入口を設けてございます。敷地内は敷地内浸透ますということでございます。全体を外周を歩いてみましたが、特段駐車場の建設については問題がないのではないかと思います。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

【19番委員】 東側のほうから車が入ってきていますが、その間に水路がありますよね。水路はU字溝が敷設してあるという形になっているんですけども、水路の上に蓋をかけるような方法で置くということになるんでしょうか。蓋が10センチぐらいの蓋なので、もつとは思いますが、大丈夫なんでしょうか。

【主任主事】 特に問題ないかと思いますが、そこまで確認できていないので、業者側に確認してみます。

【事務局長】 今の補足なんですけれども、この転用計画が割と時間がかかったというふうな話に聞いていますが、それがこの水路に渡れるように蓋をかけられるかというのがなかなか時間がかかったというふうに聞いております。時間がか

かった分、そこを渡れるようになるということで、問題はないというふうに考えております。

【議長】 ほかに。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

次に、議案書10ページ、日程第4、議案第9号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受ける方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかどうかを農業委員会が証明するものでございます。

受付番号3、被相続人は、本郷■■■■■■■■、■■■■、相続人は、本郷■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年1月29日から令和5年2月21日までです。特例農地等の明細ですが、中河内字■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、■■■■平米、ほか■■筆、合計、■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で2月9日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題はないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

が、社家字■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で2月9日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号5について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書14ページ、日程第5、議案第10号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを議題いたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号1、相続人は、今里■■■■■■■■、■■■■■、相続人開始年月日は、平成14年11月27日、特例農地等の明細については、今里字■■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、宅地、■■■■■平米、ほか■■筆、議案書のとおりでございます。全て市街化調整区域内の農地でございます。これらの農地につきまして、事務局で2月9日に現地調査をしましたが、全て良好に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号5について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

暫時休憩いたします。

（休憩）

（19番委員 着席）

【議長】 それでは、再開いたします。

続きまして、受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号6、借り手は、中河内■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、中河内■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、中野■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■平米、■筆、貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和5年3月1日から令和9年12月31日までの5年間です。こちら、農業振興地域内、1件の新規の計画となります。この案件につきまして、2月16日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号6について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号7ですが、お諮りいたします。受付番号7と8は借り手が同じですので、説明、質疑、意見まで一括して行い、採決は個別に行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

借り手の■■■■さんは新規就農者で、本日ご本人をお呼びしておりますので、審議に入る前に■■さんから就農計画のプレゼンテーションをしていただき、皆様の質疑等があればお答えをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休 憩)

【議 長】 それでは、再開いたします。

事務局から■■さんの紹介を含め、説明をお願いいたします。

【事務局長】 賃借権及び使用貸借権の設定によりまして海老名市内で就農を計画しております、現在、寒川町にお住まいの■■■■さんでございます。お手元に、利用集積プレゼン用資料と右上に打ったものをお配りしております。ご本人から自己紹介と今後の営農についての説明を行いますので、後ほどご審議いただくときの参考にしていただきたいと思いますっております。

【議 長】 それでは、■■さん、簡潔にご説明をお願いいたします。

【■■■■】 皆さん、はじめまして。私、■■■■と申します。今年の3月の就農を目指して研修を1年間、藤沢市の■■農場というところで研修をしてきました。今月いっぱいです。その前に4年間、北海道の農業法人のほうで働いておりました。そこでは慣行栽培をしておりました。よろしく願いいたします。

【議 長】 今、説明をしていただきました。皆様から質問等ございましたら、遠慮なくいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

【2番委員】 現在の借入地の面積が海老名市で15アール、藤沢市で32アールということで耕作をされていると、今後拡大していこうとなっているわけですね。

ども、実際に農業をするには、機械だとか、資材だとか、含めて、置場や何かを確保されているという状況が必要だろうと思うんですが、現状ではどのような形で実際に仕事を行っているんですか。

【■■■■】 藤沢市の遠藤で畑を4枚お借りするんですけども、地主さんとお話をし、簡単なパイプを自分で立てて、そこにトラクターを入れようかなと思っております。資材のほうは本郷の地主さんのところの敷地が余ってしまっていて、今そこに相談をしております。もしそこで許可がおりたら、そちらに資材を置きたいなと思っております。

【議長】 今、藤沢市と海老名市の農地を借りてということなんですけれども、例えばトラクターなんかは遠藤から藤沢まで乗ってこられるんですか。

【■■■■】 海老名市の■■さんがいるんですけども、私の畑を借りる方の地主さんですが、その方がトラクターを貸していただけるということなので、その面ではやっぱり時間も無駄だし、燃料費も高いので、本当にそれは恵まれているというか、そちらで行います。海老名は海老名のトラクター、藤沢市は藤沢市のトラクターでやろうと思っております。

【議長】 今の農産物、ここら辺の感じだと、売り先が非常に重要な部分を占めるかと思うんですが、販売とか、そこら辺のあれというのはどのように考えているんですか。

【■■■■】 販売方法は基本的にセット野菜を考えております。今の研修先の相原農場では、主にセット野菜をやっておるので、最初は作物ができるか分からない、自信はありますけれども、最初に作物ができてからお試しで、身内のほうからだんだんと広げていって、セット野菜をします。そして、こちらの申請書の将来の農業経営の構想の一番最後のところで、地元である町田市で直売ができるので、定期的に行いたいと書いています。燃料費と時間が無駄にならないように、私は町田市出身なので、地元の方たちに営業して、無駄にならないようにセット野菜のお客を増やそうかなという考えです。

【3番委員】 ■■さんは今自宅は高座郡寒川町に住んでおられるんですね。

【■■■■】 はい。

【3番委員】 これからやろうとするところは通ってくるわけね。

【■■■■】 そうですね。

【3番委員】 労働者は1人。

【■■■■】 一応1.5人と考えていまして、私の妻と一緒にいる予定です。

【3番委員】 奥さんはレストランを営んでいる。

【■■■■】 まだですね。目標が、夢のレストランです。私は妻と一緒にレストラン経営を将来目指しています。

【3番委員】 将来の話。

【■■■■】 将来です。5年から10年後を考えています。安定してきて。

【3番委員】 寒川で海老名に通ってくる、売るところは最終的に町田に売る。

【■■■■】 町田は主軸ではなくて、セット野菜が主軸です。町田市は月1回程度と考えておりますので、基本的にはセット野菜を考えています。

【3番委員】 基本的にはどこへ腰を据えようとしているんですか。どこへ根本的に自宅を構えて。

【■■■■】 今、海老名市のほうで物件を探していまして、いずれかは海老名市のところで住まいを確定しようかなと思っています。海老名市か、海老名市に近い藤沢市、どちらかを今考えております。

【3番委員】 最終的には海老名の住人になろうと。海老名で市民税を払おうと。

失礼だけど、これ、やるのに結構資金が大変だと思うんだけど、資金はどんなさるんですか。

【■■■■】 資金のほうは前職である会社で働いてきた貯金がまだありますので、そちらを自己資金として、あと、国の補助金を申請しようかなと考えております。

【3番委員】 頑張ってください。

【■■■■】 ありがとうございます。

【19番委員】 仲間というのはいるんですか。1人でやって、孤独になって、結構駄目になってしまうんですけど、ある程度仲間がいればやっていけるんですけど、そういう仲間というのはどういうところから。

【■■■■】 一番の仲間は私の妻です。あとは、相原農場の卒業生が100人ほどいますので、近い人も遠い方もいますので、近い方たちと連携して、いろいろ情報とかを求めたり、今の研修生の同期たちと一緒に活動できたらなと思っています。

- 【5番委員】 藤沢市の農業委員会の許可というのは終わったんですか。これから。
- 【■■■■】 進んでおります。今、申請書を出して、耕作証明書を出したら借りれる状態になっていて、4月からです。
- 【5番委員】 藤沢市の運営委員会は許可が下りたんですか。
- 【■■■■】 下りています。
- 【14番委員】 セット野菜というのが私にはよく分からないんですけども、何個かのお野菜を組み合わせで売るといことですか。
- 【■■■■】 そうです。
- 【14番委員】 それはどちらでどういうふうな形で売ろうというふうにお考えなんですか。
- 【■■■■】 配送会社に頼むと800円とか1,000円いかないぐらいのお値段になるので、9種類ぐらいの野菜を段ボールに詰めて、自分たちで配達して、藤沢市か海老名市近辺の販売かなと考えております。
- 【14番委員】 インターネットか何かでお客さんを募るといことですか。
- 【■■■■】 インターネットもそうですね。
- 【14番委員】 インターネットで募集してといことか、売り出して、買ったださるところには配達にい。
- 【■■■■】 はい。
- 【14番委員】 配達に行っ、お仕事もして、インターネットも管理をしなければいけなといものを2人で一生懸命やろうといふうにお考えだといことですね。
- 【■■■■】 そうでございます。大変ですけども。
- 【14番委員】 まだお若いからね。分かりました。ありがとうございます。
- 【■■■■】 頑張ります。
- 【議長】 ほかにございますでしょうか。
- (「なし」の声あり)
- 【議長】 質疑も出尽くしたようですので、こちら辺で■■さんには退席をさせていただきます。ありがとうございました。
- 暫時休憩いたします。
- (休憩)

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続いて、受付番号8について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書17ページ、日程第7、議案第12号 特定農地貸付承認申請（変更）に関する承認についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 これは、海老名市が開設している市民農園について、面積を変更したいという旨の申請になります。農業委員会では、申請地の周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から見て、当該農地が適切な位置にあり、かつ妥当な規模を超えないかどうか、また、貸付規定の内容の妥当性などを審査することとなっております。

議案書17ページ、農園名ですが、上郷第2家庭農園、所在地が、上郷字■■■■■■■■■■、■■■■■、現況地目は畑となっております。現在の土地所有者は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■、現在、この市民農園の面積は■■■■■■■平米ですが、この面積を■■■■■■■平米のうち■■■■■■■平米を減らして■■■■■■■平米にしたいということで、変更の申請が出ております。面積の縮小の理由ですが、もともとこの農園は3年間の貸付期限が令和5年3月31日までであり、市としてはその後も延長して借りる予定であったそうです。しかし、本農園の一部が変更理由にあるとおり、県道46号（相模原・茅ヶ崎）立体交差事業用地として買収される予定であることから、買収用地の残地部分で引き続き市民農園の運営を行いたいというものです。そのため、面積が小さくなります。これらの案件につきまして、規定、要綱、位置や規模等について、事務局のほうでは特に問題ないと考えております。場所なんですけれども、補足ですが、中央図書館のある跨線橋を越えて大山方面に西に向かいますと■■■■■■■がございます。その■■■■■■■前の道路を挟んで向かい側のところにある市民農園ということでございます。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書18ページ、日程第8、議案第13号 令和5年度農地等紛争あっせん委員会及び特別小委員会についてを議題といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、私のほうからご説明させていただきます。

議案書が縦になっております。A4縦使い1枚ものの、左上に日程第8、議案13号と書いてあるペーパーをご用意になってください。議案書と同封してあると思います。

海老名市農業委員会規程第4条の2では、農地等紛争あっせん委員会の設置がございます。あっせん委員会は、農地等の利用関係及び交換分合等についてのあっせん又は紛争防止の事務を処理するもので、規程の5条により3名で構成し、任期は慣例で1年で交代することになっております。また、同じ規程の第9条で特別小委員会の規定がございます。会長は、農業委員会の所掌事務について、調査研究をするため必要があると認めるときは総会に諮って、特別小委員を設置することができるというふうになっております。小委員会には、農政小委員会と農地小委員会がございます。海老名市の慣例では、あっせん委員会、農政小委員会及び農地小委員会の3につきまして、会長と会長職務代理者を除いて農業委員会と農地利用最適化推進委員の皆さんには必ず所属していただき、案件がある都度、定例総会とは別にお集まりいただき、ご協議などを願っております。この委員の振り分けにつきましては、規程の5条と9条で、会長が総会に諮って定めるとなっております。先月の定例総会が終わりました後、事務局から振り分けの案をお示しさせていた

いただきました。意見がありましたら事務局のほうにというふうをお願いしてありましたが、なかったものですから、本日はそのまま議案として上程しております。よろしくご審議をいただき、ご決定をいただければと思います。

【議長】 ただいまの説明について質疑がありましたらよろしくお願いたします。
(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。
(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。
賛成の方の挙手を求めます。
(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。
事務局長が発言を求めているので、これを許可します。

【事務局長】 ご決定、ありがとうございます。規程の第7条によりまして、あつせん委員会には会長、それから、各特別小委員会には委員長と副委員長をそれぞれ委員の互選で選出するとなっております。つきましては、本日の会議が全て終了した後、各委員会で話し合いをしていただきまして、役職を決定の上、お帰りの際に事務局にお伝えください。よろしくお願いたします。また最後に念押しをさせていただきます。

【議長】 次に、議案書19ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地造成工事施工届出書についてを案件といたします。
受付番号2について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地造成は、農地の切土、盛土によって農地等の形質を変更することを行います。海老名市では軽易な農地造成を行う場合には、海老名市農地造成工事指導要綱に規定する届出を出していただくこととしています。具体的には、1,000平米以下で高さ1メートル以下の盛土、切土であって、耕作中の中断期間が3か月以内のものについてがこの手続の対象です。

受付番号2、申請地は、中河内字■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■平米、農用地区域外の田です。土地所有者は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、施工業者は、綾瀬市蓼川■■■■■■■■■■、■■■土木、代表■■■■■■■■■■、申請地を畑として利用するための田から畑への盛

土の届出です。盛土は綾瀬市吉岡の圃場の土を使います。申請地の地図は資料7-1、資料7-2には計画図をお配りしております。

資料7-2を御覧ください。計画平面図です。A3サイズを横にして御覧いただきまして、上が北、下が南でございます。これは、ここ3回やっているものの最終版のものとなっております。今回、真ん中の部分の土を入れて完成ということになります。

前回、地図というか、造成図が稚拙ではないかというようなお話もありまして、盛土の高さ等がよく分からないということでもございました。今回、こちらの資料に高さは市道から30センチまでというようなことで、高さはこのようにしますという申出がございました。

隣地から、説明、毎回同じとなってしまいますけれども、隣接地からそれぞれ50センチセットバックし、盛土した土と合わせて表土とするそうです。最終的に道路からの高さは30センチ以下とし、四方は30度の法面にて処理、隣地の同意も得ており、問題ないかと思われまます。

【議長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 今、事務局からの話がありましたとおり、3回目です。写真では、左側が最初にやったところで、2回目は右側をやったところで、残った真ん中をやりたいということで、■■さんが来られたので、判こを押しました。何の問題もないと思います。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

【19番委員】 この畑には暗渠管は入らないんですか。

【主幹兼係長】 入らないです。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書20ページ、(2)農地の使用貸借権の解約についてを案件といたします。

受付番号2について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 届出地は、社家字■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■
平米、ほか■筆、貸人は、社家■■■■■■■■、■■■■、ほか■名、借人
は、中野■■■■■■■■■■、■■■■、農用地利用集積計画作成により行
われていた畑の使用貸借の解約になります。合意による解約を令和4年12
月31日に行い、農地の引渡しについては、令和4年12月31日に行うと
いう届出内容になっております。この農地につきまして、事務局で2月16
日に現地調査を行いまして、農地として適正に管理されていることを確認い
たしましたので、特に問題ないと思われます。

なお、こちらの水田については、既にここの部分について、赤井立也さん
と安藤壮吾さんがそのまま引き継ぐ旨の利用集積計画の申出が出ており、次
回の議案で提出する予定となっておりますので、今後の営農についても問題
はないと判断できます。

【議 長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ござ
いませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書21ページ、(3)農業用施設用地に係る転用届出について
を案件といたします。

受付番号1と2について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならな
いとされておりますが、例外として、農地法施行規則第29条第1号におい
て、耕作の事業を行う者が2アール未満の農地をその者の農作物の育成のため
の農業用施設に供する場合は許可不要と規定されております。この例外に
該当するものかどうかを届出により農業委員会が確認するものでございま
す。

それでは、議案書21ページ、受付番号1、申請地は、上郷■■■■■■
■■■、登記簿地目、畑、■■■平米のうち■■■平米、議案書のとおりで

ございます。転用者は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■、転用の目的は、農業用パイプハウス、施設の規模は、縦15メートル、横8メートルの■■■■平米、高さはおよそ2.3メートル、開口部分の高い部分が4メートルが1棟でございます。資料でございますが、資料は、8-1に申請図の案内図及び写真、資料8-2に公図、それから8-3がございまして、断面図と平面図をつけております。法令に基づく届出ではないこと、性質上、許可不要案件であることを確認するためにこちらに提出していただいたところでございます。現在、現地は農地として適正に管理されておりますので、特に問題ないと考えております。

続きまして、受付番号2、申請地は、中河内字■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■■■■平米のうち■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。転用者は、中河内■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、転用の目的は、農業用肥料置場、資料は、9-1に申請図の案内図及び写真、資料9-2に公図、9-3が位置図です。施設の規模は、縦15メートル、横5.9メートルの■■■■■■■■平米、高さはおよそ3メートル、開口部が2.5メートルの1棟でございます。法令に基づく届出ではないこと、性質上、許可不要案件であることを確認するために提出していただいたところでございます。現地は農地として現在適正に管理されておりますので、問題ないと思われま

す。農業用施設につきましては、おおむね市街化調整区域でこのような届出が出ることが多いです。補足でございますが、農用地の場合は、まずは農政課に相談をする、なぜなら、農用地の面積が変わってしまう問題がありますので、その事前調整が必要です。200平米以下なら倉庫は農用地であっても建てられます。200平米以下というか、正確には未満なんです、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案して判断するということになっております。農作物の育成もしくは養畜の事業のための施設であるという判断が肝要なところでございます。加工場、販売所は含まれないので、直売所は駄目です。たとえ50平米でも農地転用に該当になってまいります。この中でオーケーの事例としまして出ていますのが、畜舎、温室、種苗の貯蔵施設、農機具収納施設、農業用倉庫に限るというふうになっております。しかも、規模は2アール以内、つまり、200平米未満、また、これらは所有する農地のう

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書 23 ページ、（5）農地の賃借料情報について（報告）を案件といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【主任主事】 平成 21 年の農地法改正により、標準小作料制度が廃止され、標準小作料に変わり、農業委員会が地域ごとの賃借料の動向の情報を提供することとなりました。この情報は、農業委員会だよりやホームページなどで公開してまいります。

議案書 23 ページです。海老名市農地賃借料情報、令和 4 年 1 月から令和 4 年 1 2 月までに締結（公告）された賃貸借における 10 アール当たりの賃貸借水準は、議案書のとおりとなっております。

1、田（水稻）部、平均額 6,000 円、最高額 1 万 1,000 円、最低額 3,000 円、データ数は 32 件（93 筆）です。2、畑（普通畑）の部、平均額 1 万 1,000 円、最高額 2 万 6,000 円、最低額 6,000 円、データ数は 15 件（17 筆）になります。

算出の方法としましては、賃借権の設定の公告もしくは許可があった田 36 件、畑 20 件の 10 アール当たりの賃借料のそれぞれの平均値を算出いたしまして、その平均値から特別な事情の下で賃借されたと推測されるもの、具体的には、平均のプラスマイナス 70% の範囲を超えるものについては除いた賃借料により算出しております。田 4 件（10 筆）、畑 5 件（13 筆）がこの特別な事情の下で賃借されたことと推測されるものに該当したため、それらを除いた田 32 件（93 筆）、畑 15 件（17 筆）の賃借料から算出したものが、この議案書に記載されております。また、水稻で現物払いをしているという場合には、玄米 60 キログラム当たり 1 万 1,700 円に換算しております。換算に当たりまして、JA さがみ海老名営農センターのうるち米の買取価格を用いております。賃借料の金額は、算出結果の 100 円未満を四捨五入し、100 円単位としております。

【議長】 質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書24ページから25ページ、（6）農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

24ページ、農地法第4条の1件、25ページの第5条の4件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主任主事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書24ページ、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年1月1日から1月31日までの間に届出がされたものです。受付番号1の1件で、田、0平米、畑、80平米です。

続きまして、議案書25ページ、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年1月1日から1月31日までの間に届出がされたものです。受付番号1から4までの4件で、田、0平米、畑、2,977平米です。こちらにつきまして、専決処分です。受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、議案書26ページ、（7）農地の一時使用についてを案件といたし

ます。

受付番号1について、事務局から説明をお願いいたします。

【主任主事】 県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の3者から連名で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理をしております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認しております。原則としましては農業委員会で確認後から現地を使用していただくようにしております。

現地の案内図及び公図は、資料10-1、10-2をご覧ください。

受付番号1、申請地は、上郷字■■■■■■■■のうち一部、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■平米のうち■■■■■■■■平米、ほか■筆、土地所有者は、上郷■■■■■■■■、■■■■■■、ほか■名、土地の使用者は、横浜市神奈川区金港町■■■■■■、株式会社■■■■■■■■、執行役員支店長■■■■■、事業主は、海老名市勝瀬175番地の1、海老名市長内野優、工事名は、(仮称)上郷河原口線道路新設工事、目的は、(仮称)上郷河原口線道路新設工事アプローチ部として使用したいとのことです。使用期間は、令和5年3月1日から令和6年2月29日までです。本日、委員の皆様にご了承していただきましたら、申請を受理いたしまして、当事者へ受理した旨の通知を発送します。

【議長】 地区委員の意見として、私からお話ししたいと思います。

今回のこの件は、上郷河原口道路新設工事のアプローチ部として使用するというございます。これで継続で今年で3年になるのかな、これまで大きな問題は起きておりませんので、何ら問題はないかと思えます。

それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承いたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【19番委員】 特例農地と特定農地という言葉が出てきますが、簡単に言うと、違いは何なんですか。特例農地と特定農地。今回のあれにも出てきていますが、特例の場合は貸付の合意か何かで出てきました。特定に関しては納税猶予のことを言うのか、その辺がよく分からなかったので、教えていただきたい。

【事務局長】 まず、特例農地のほうは、昔は納税猶予を受けている農地は貸すことができなかつたんですけれども、今、それもなかなか難しいということで、農業をするのだったら貸してもいいよと、それが特例農地。特定農地というのは、一番分かりやすいのは市民農園。自治体が借り上げて市民に使っていただくというものを特定農地というふうに、この場ではそのように理解していただければと思います。

【19番委員】 分かりました。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からは何かございますか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をよろしくお願いいたします。

【2番委員】 長時間にわたりまして大変ご苦勞さまでございました。

以上をもちまして令和5年第2回定例総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。